

建築後退用地取得促進事業 (H30.4.1 から施行)

幅員が 4メートルに満たない狭い道路(以下、「狭い道路」)の拡幅を促進し、生活環境の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりに寄与することを目的として、狭い道路に接する敷地で建築行為を行い、建築後退道路用地を市に寄附した建築主に対して、久喜市建築後退道路用地寄附採納奨励金を交付します。

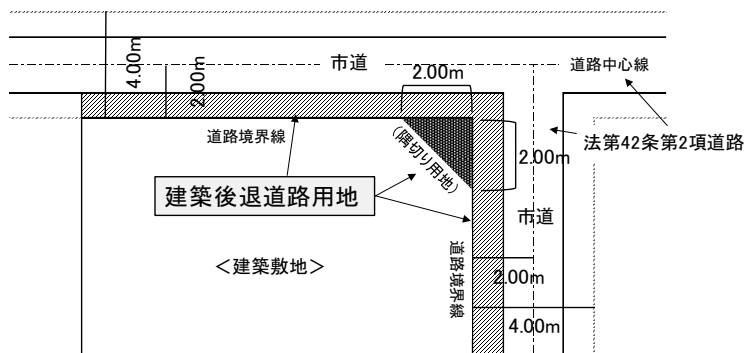
対象者：建築行為を行う建築主[※]で、敷地及び建築後退道路用地を所有しており、建築後退道路用地を久喜市私道採納要綱に基づき市に寄附した者。

※建築主が自己用の建築物を建築する場合で、かつ、建築確認申請を伴う場合に限り(開発許可を伴うもの、分譲住宅、貸家等は対象外)。また、建築主は市税の滞納がないこと。

建築後退道路用地：市が管理する道路で、建築基準法第 42 条第 2 項道路の後退用地、隅切り用地及びすり付け用地で、個人(建築主)が所有している土地[※]。

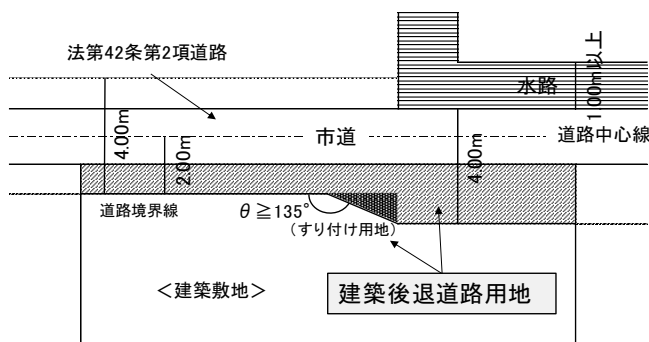
※同一敷地の全ての建築後退道路用地を寄附する必要があります。

1. かど敷地の例



かど敷地の場合、基準に合う隅切り用地を含めて寄附採納した場合に奨励金の対象となります。

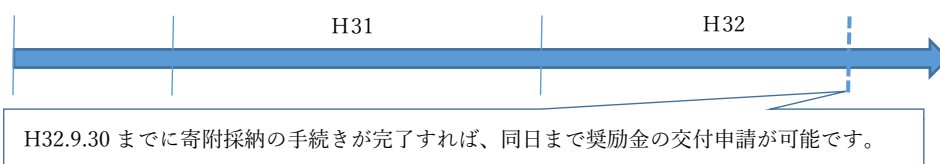
2. 後退線がクランク状になる場合



左図のような、後退線がクランク状になる場合、すり付け用地を含めて市に寄附した場合に奨励金の対象となります。

申請できる期間：建築後退道路用地の寄附採納が完了し、かつ建築物の完了検査済証が交付されてから 2 年以内。

<例> H30.10.1 完了検査済証交付

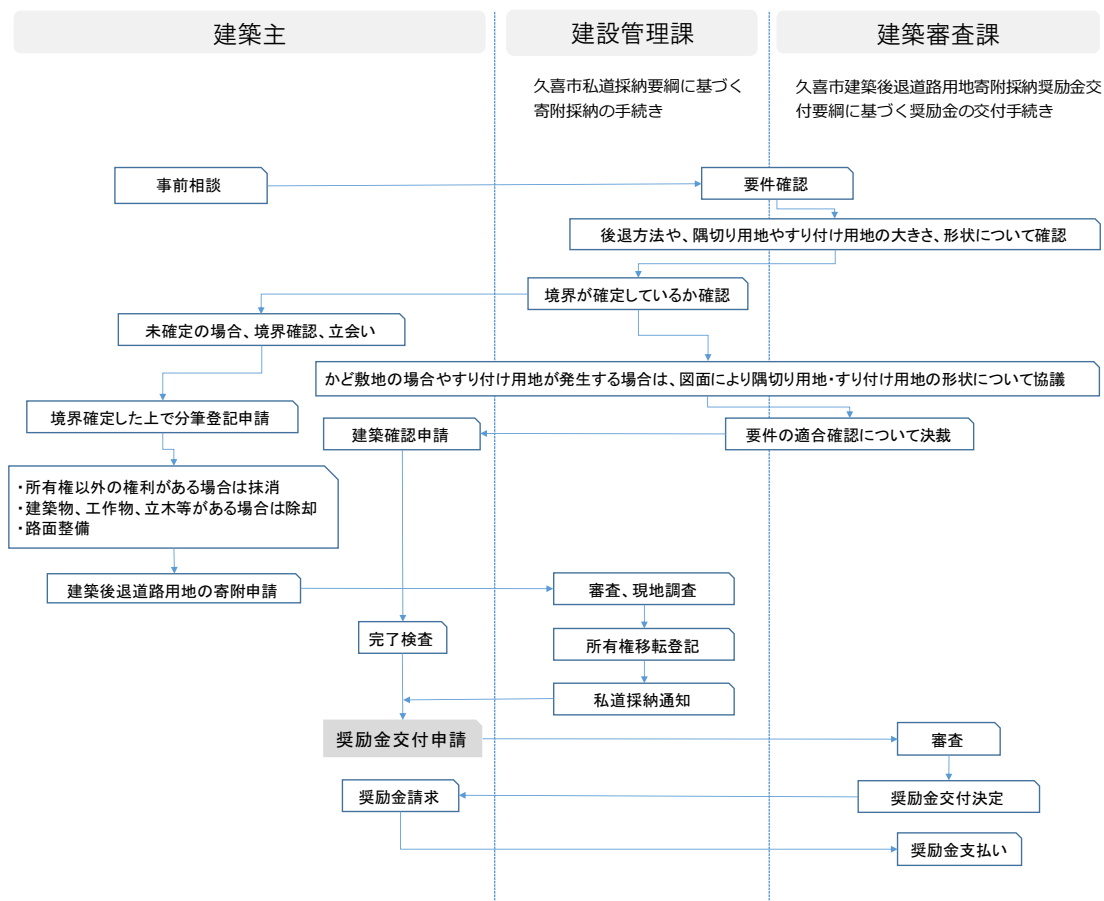


■ 奨励金の額 (下記の額を予算の範囲内で交付します)

区域区分	寄附の対象となる建築後退道路用地	奨励金の額
市街化区域	隅切り用地又はすり付け用地あり	130,000円
	隅切り用地及びすり付け用地なし	80,000円
市街化調整区域	隅切り用地又はすり付け用地あり	50,000円
	隅切り用地及びすり付け用地なし	20,000円

■ 手続きの流れ

まずは要件確認と事前相談をしてください



<お問い合わせ> 久喜市建設部建築審査課 企画指導係
久喜市北青柳 1404-7 久喜市役所第二庁舎 電話：0480 (22) 1111 (内線 4695)